

新潟県内の市町村における行政サービスの地域間格差

中 村 康 一

Abstract

The purpose of this paper is to discuss the various problems associated with regional disparities of administrative services of municipalities in Niigata Prefecture. This paper analyses the factor of disparities and the corrective action for the disparities of services, such as water rates, sewerage charges, long-term care insurance premiums, national health insurance premiums, and childcare charges. About these services, each municipality has own standard. Especially, concerning water rates and sewerage charges, there exist multiple standards within the same municipality. It is necessary to immediately rectify the differences in a municipality and to decrease the disparity between municipalities.

キーワード……市町村の行政サービス 同一市町村内の格差 市町村間の格差

1 はじめに

格差社会といわれる今日、格差に対する国民の関心は高く、国政選挙における一票の格差、所得の格差、教育の格差など様々な格差について報道や議論がなされている。

本稿では、新潟県内の市町村が提供する行政サービスの地域間格差の現状を明らかにした上で、格差の要因、格差是正の要否、格差の是正方法等について検討する。行政サービスの種別としては、すべての行政サービスを対象とすることは困難であることから、水道事業、下水道事業、介護保険、国民健康保険、保育サービスを対象とし、その指標としては、水道料金、下水道使用料、介護保険料、国民健康保険料（税）、保育料を用いる¹⁾。

これまでの行政サービスの地域間格差に関する研究においては、全国で料金の最も高い市町村の料金と最も料金の低い市町村の料金とを比較するなど、全国的な見地から格差を論じるものが多かったが、一つの都道府県内の全ての市町村を取り上げて考察することは、一つの都道府県という行政区域内の住民がどのような水準の使用料で行政サービスを受けているかを比較するという意味で意義があると考えられる。

市町村の提供する行政サービスの地域間格差に関する先行研究としては、山口による「自治体の格差と個性に関する一考察」²⁾、橘木・浦川による「行政サービスの地域間格差」³⁾などがある。

前者においては、「水道事業」、「保育サービス」、「生活保護事務」を取り上げ、後者においては、「子育て環境」、「高齢者福祉」、「教育」を取り上げて、いずれも全国的な比較で論じられている。

筆者はこれまで水道料金の地域間格差について、新潟県における格差の状況を中心に論考を重ねてきたが⁴⁾、本稿では、最新の格差の状況を踏まえたうえで、水道事業を含めた市町村の提供する行政サービスの地域間格差に伴う諸課題について考察するものである。

2 行政サービスの地域間格差の状況

(1) 水道料金

我が国の水道事業は原則として市町村が経営するものとされ⁵⁾、その料金は能率的な経営の下における水の供給に要する適正な原価を基準にして決定されることになっている⁶⁾。水道事業はたとえ能率的な経営を行ったとしても、地理的、地形的条件による経営条件の違いにより事業間に料金格差が生じるといわれている。

①上水道料金

(7) 市町村間の格差

表1は、平成26（2014）年4月1日現在の県内上水道事業の1ヶ月家庭用料金を10立方メートル当たりの高位順、低位順に、それぞれ10位までの状況を示したものである。最高額は南魚沼市の2,415円、最低額は糸魚川市（糸魚川地区）の766円で3.15倍の格差がある⁷⁾。

5年前の平成21（2009）年4月1日現在と比較すると、4年前は、最高額が南魚沼市の2,415円、最低額が糸魚川市（糸魚川地区）の745円で3.24倍の格差であったので、大きな動きはない。

表1 上水道料金市町村間格差の状況

高 料 金					低 料 金				
順位	市町村	経営主体種別	給水人口(人)	10m ³ 当たり料金(円)	順位	市町村	経営主体種別	給水人口(人)	10m ³ 当たり料金(円)
1	南魚沼市	市営	57,564	2,415	1	糸魚川市（糸魚川地区）	市営	36,084	766
2	胎内市	市営	23,050	1,944	2	糸魚川市（青海地区）	市営	36,084	788
2	阿賀野市	市営	49,428	1,944	3	燕市（燕地区）	市営	81,904	810
4	村上市（朝日地区）	市営	51,513	1,900	4	燕市（吉田地区）	市営	81,904	1,036
5	村上市（神林地区）	市営	51,513	1,884	5	妙高市（新井地区）	市営	28,206	1,058
6	佐渡市	市営	30,700	1,852	6	燕市（分水地区）	市営	81,904	1,144
7	聖籠町	町営	14,009	1,836	7	加茂市	市営	29,313	1,155
8	阿賀町	町営	4,724	1,706	8	村上市（村上地区）	市営	51,513	1,164
9	弥彦村	村営	8,890	1,674	9	長岡市	市営	259,030	1,166
10	小千谷市	市営	36,692	1,641	10	新発田市	市営	92,569	1,215

〔出典〕『水道料金表（平成26年4月1日現在）』⁸⁾ から筆者作成。

注）同一市町村内に複数事業（地区）ある場合の給水人口は合算してある。

(4) 同一市町村内の格差

表2及び表3は、平成21(2009)年度及び平成25(2013)年度の新潟県内において上水道の存在する26市町村のうち、10立方メートル当たりの家庭用・1ヵ月料金の同一市町村内で格差のある市町村の状況を示したものである。同一市町村内で格差のある市町村は、平成21(2009)年度においては8市町村であったが、平成25(2013)年度においては5市町村に減少している。5市町村のうち村上市においては経過措置中の格差はあるものの、既に統一済みであることから⁹⁾、実質的格差が存在しているのは4市町村である。平成25年度において格差が最大なのは糸魚川市で、最高額1,296円と最低額766円との間には1.69倍の格差がある。

表2 上水道料金同一市町村内格差の状況

平成21年度					
	市町村名	上水道事業数(地区数)	最高料金(円)	最低料金(円)	格差(倍)
1	長岡市	6	2,289	1,134	2.02
2	村上市	4	1,940	1,050	1.85
3	柏崎市	2	2,310	1,291	1.79
4	糸魚川市	3	1,260	745	1.69
5	魚沼市	2	1,575	1,060	1.49
6	燕市	3	1,113	787	1.41
7	五泉市	2	1,360	1,200	1.13
8	妙高市	2	1,050	997	1.05

〔出典〕『水道料金表(各年版)』から筆者作成。

表3 上水道料金同一市町村内格差の状況

平成25年度					
	市町村名	上水道事業数(地区数)	最高料金(円)	最低料金(円)	格差(倍)
1	糸魚川市	3	1,296	766	1.69
2	村上市	4	1,900	1,164	1.63
3	燕市	3	1,144	810	1.41
4	妙高市	2	1,263	1,058	1.19
5	五泉市	2	1,400	1,234	1.13

〔出典〕表1と同じ。

表4は、上水道事業で同一市町村内において格差がある市町村数の推移を示す表である。平成11(1999)年度では上水道事業を実施している72市町村のうち格差のある市町村はゼロであったが、平成21(2009)年度には8市町村になり、平成25(2013)年度では5市町村に減少している¹⁰⁾。

表4 上水道料金同一市町村内格差ありの市町村数の推移

年 度	県内市町村数	上水道事業実施市町村数(A)	同一市町村内格差ありの市町村数(B)	B/A(%)
平成11年度	112	72	0	0
平成21年度	30	26	8	30.8
平成25年度	30	26	5	19.2

〔出典〕新潟県総務部市町村課『平成11、21、25年度地方公営企業の決算状況(市町村分)』、『水道料金表(各年版)』から筆者作成。

②簡易水道料金

(7)市町村間の格差

表5は、平成26（2014）年度3月31日現在の県内簡易水道事業の1ヶ月家庭用料金を10立方メートル当たりの高位順、低位順に、それぞれ10位までの状況を示したものである¹¹⁾。市町村間の格差は、最高額は佐渡市の（黒姫）の3,880円、最低額は胎内市の（荒井浜）の450円で8.62倍の格差がある。

5年前の平成21（2009）年度3月31日現在と比較すると、5年前は、最高額が佐渡市の黒姫簡易水道の3,580円、最低額が胎内市の荒井浜簡易水道の450円で7.96倍の格差だったので、若干格差が拡大している。

表5 簡易水道料金市町村間格差の状況

高 料 金					低 料 金				
順位	事業名称	経営主体	現在給水人口(人)	10m ³ 当たり料金(円)	順位	事業名称	経営主体	現在給水人口(人)	10m ³ 当たり料金(円)
1	黒姫	佐渡市	45	3,880	1	荒井浜	胎内市	372	450
2	真更川	佐渡市	35	3,810	2	千溝	魚沼市	507	550
3	水津	佐渡市	134	3,460	3	金泉北部	佐渡市	592	560
4	前浜	佐渡市	134	3,360	4	歌外波など3	糸魚川市	383	913
5	両津大川	佐渡市	179	3,340	5	中央など22事業	津南町	4,596	945
6	今川地区など14事業	村上市	107	3,150	6	白馬	糸魚川市	7	1,000
7	鷺崎	佐渡市	140	3,050	7	山辺里地区など2事業	村上市	1,527	1,050
8	歌見	佐渡市	129	2,990	7	東中など5事業	糸魚川市	147	1,050
9	月布施	佐渡市	71	2,810	9	入川	佐渡市	159	1,060
10	岩首	佐渡市	132	2,590	10	柿野浦など6事業	佐渡市	33	1,120

〔出典〕『平成25年度全国簡易水道統計』¹²⁾ から筆者作成。

注) 表中、「など〇事業」と記されているものについては、名称が記されている事業の現在給水人口を記載している。

(4) 同一市町村内の市町村営の格差の状況

表6及び表7は、平成21（2009）年度及び平成25（2013）年度における県内の簡易水道事業の存在する20市町村のうち、10立方メートル当たりの家庭用・1ヵ月料金の、市町村営事業の同一市町村内で格差のある市町村の状況を示したものである。

同一市町村内で格差のある市町村は、平成21（2009）年度においては10市町村であったが、平成25（2013）年度においては8市町村に減少している。8市町村のうち、村上市、十日町市、魚沼市においては経過措置中の格差はあるものの、既に統一済みであることから¹³⁾、実質的格差が存在しているのは5市町村である。平成25年度において格差が最も大きいのは佐渡市で、最高額3,880円と最低額560円の間には6.93倍の格差がある。

表 6 簡易水道料金同一市町村内格差の状況

平成21年度					
	簡易水道事業数	最高料金(円)	最低料金(円)	格差(倍)	
1	佐渡市	44	3,580	560	6.39
2	村上市	23	3,150	1,050	3.00
3	胎内市	3	1,313	450	2.92
4	魚沼市	22	1,470	550	2.67
5	柏崎市	3	2,100	1,291	1.63
6	長岡市	14	2,446	1,575	1.55
7	糸魚川市	15	1,260	913	1.38
8	十日町市	41	1,585	1,365	1.16
9	妙高市	7	1,732	1,575	1.10
10	阿賀町	24	1,680	1,575	1.07

〔出典〕表 5 と同じ。

表 7 簡易水道料金同一市町村内格差の状況

平成25年度					
市町村名	簡易水道事業数	最高料金(円)	最低料金(円)	格差(倍)	
1	佐渡市	41	3,880	560	6.93
2	村上市	23	3,150	1,050	3.00
3	胎内市	3	1,313	450	2.92
4	魚沼市	17	1,344	550	2.44
5	糸魚川市	14	1,260	913	1.38
6	妙高市	7	1,732	1,575	1.10
7	阿賀町	21	1,680	1,575	1.07
8	十日町市	41	1,404	1,365	1.03

〔出典〕表 5 と同じ。

表 8 は、簡易水道事業で同一市町村内において格差がある市町村数の推移を示す表である。平成 11 (1999) 年度では簡易水道事業を実施している 64 市町村のうち格差のある市町村は 13 であったが、平成 21 (2009) 年度では 10 市町村に、平成 25 (2013) 年度では 8 市町村に減少している¹⁴⁾。

表 8 簡易水道料金同一市町村内の格差ありの市町村数の推移

年 度	県内市町村数	簡易水道事業実施市町村数(A)	同一市町村内格差ありの市町村数(B)	B/A(%)
平成11年度	112	64	13	20.3
平成21年度	30	20	10	50.0
平成25年度	30	20	8	40.0

〔出典〕新潟県総務部市町村課『平成 11、21、25 年度地方公営企業の決算状況（市町村分）』、『全国簡易水道統計（各年版）』から筆者作成。

(2) 下水道使用料

①市町村間の格差

表 9 は県内市町村で下水道事業を有する市町村の 1 ヶ月 20 立方メートル当たりの料金の平成 21 (2009) 年度から平成 25 (2013) 年度への推移の状況を示したものである。

平成 25 (2013) 年度の最高額は、魚沼市の 4,200 円、最低額は燕市の 1,869 円で、2.25 倍の格差が存在している。平成 21 年度は最高額と最低額の格差が 1.88 倍であったので、最高額と最低額の格差は若干拡大している。

なお、長岡市において、平成 21 (2009) 年度の 3,778 円から平成 25 (2013) 年度の 2,246 円に料金が下降し順位も大幅に下降しているのは、合併後の料金統一により、料金の一番低い旧

長岡市の料金に統一したことによる¹⁵⁾。

表 9 下水道使用料

平成21年度			平成25年度			
	市町村	使用料(20 m ³ /月)円		市町村	使用料(20 m ³ /月)円	
1	佐渡市	4,721	→	1	魚沼市	4,200
2	南魚沼市	3,780	→	2	佐渡市	4,100
3	出雲崎町	3,780	→	3	出雲崎町	3,888
4	長岡市	3,778	→	4	南魚沼市	3,780
5	三条市	3,622	→	5	三条市	3,622
6	魚沼市	3,570	→	6	関川村	3,570
7	関川村	3,570	→	7	田上町	3,465
8	田上町	3,465	→	8	村上市	3,412
9	村上市	3,412	→	9	阿賀町	3,340
10	十日町市	3,255	→	10	十日町市	3,255
11	津南町	3,255	→	10	津南町	3,255
12	阿賀町	3,253	→	10	胎内市	3,255
13	胎内市	3,228	→	13	糸魚川市	3,240
14	小千谷市	3,150	→	14	小千谷市	3,150
15	妙高市	3,150	→	14	妙高市	3,150
16	聖籠町	3,150	→	14	聖籠町	3,150
17	弥彦村	3,150	→	14	弥彦村	3,150
18	上越市	3,095	→	14	湯沢町	3,150
19	新発田市	3,014	→	19	上越市	3,095
20	新潟市	2,908	→	20	新発田市	3,014
21	柏崎市	2,772	→	21	新潟市	2,908
22	加茂市	2,730	→	22	見附市	2,835
23	糸魚川市	2,730	→	23	加茂市	2,730
24	五泉市	2,730	→	23	五泉市	2,730
25	湯沢町	2,730	→	25	柏崎市	2,568
26	見附市	2,520	→	26	阿賀野市	2,520
27	阿賀野市	2,520	→	27	長岡市	2,246
28	燕市	2,510	→	28	燕市	1,869
	単純平均	3,198			単純平均	3,166

〔出典〕新潟県土木部都市局下水道課資料¹⁶⁾から筆者作成。

注) 事業が複数ある場合は平均の使用料である。

② 同一市町村内の格差

表 10 及び表 11 は、平成 21（2009）年度及び平成 25（2013）年度における、県内市町村の下水道使用料の 20 立方メートル当たりの 1 ヶ月料金の、同一市町村内で格差のある市町村の状況を示したものである。

平成 21 (2009) 年度においては、同一市町村内で格差のある市町村長岡市など 8 市町村であったが、平成 25 (2013) 年度においては柏崎市など 3 市町村に減少している。

表 10 下水道使用料同一市町村内の格差

平成21年度				
	市町村名	最高料金(円)	最低料金(円)	格差(倍)
1	長岡市	5,901	2,184	2.70
2	村上市	4,200	2,415	1.74
3	燕市	3,150	1,869	1.69
4	佐渡市	5,250	3,550	1.48
5	柏崎市	3,255	2,289	1.42
6	阿賀町	3,360	3,145	1.07
7	胎内市	3,255	3,200	1.02
8	新発田市	3,024	3,003	1.01

〔出典〕表 9 と同様。

表 11 下水道使用料同一市町村内の格差

平成25年度				
	市町村名	最高料金(円)	最低料金(円)	格差(倍)
1	柏崎市	2,664	2,471	1.08
2	新発田市	3,024	3,003	1.01
3	村上市	4,200	2,415	1.74

〔出典〕表 9 と同様。

(3) 介護保険料

介護保険制度は、我が国の高齢化に対応するために平成 12 (2000) 年度に制度化された。介護保険料には、65 歳以上の第 1 号被保険者が納める保険料 (第 1 号保険料) と 40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者が納める保険料 (第 2 号保険料) がある。第 1 号保険料は、市区町村が 3 年ごとに介護保険事業計画を策定し、それぞれの市区町村における 3 年間の保険給付費の見込みにもとづき、具体的な額を定め、被保険者から徴収し、第 2 号保険料は、国民健康保険などその人が加入している医療保険の算定方法にもとづき決められ、医療保険の保険料とあわせて徴収することになっている。

表 12 は、第 4 期介護保険事業計画 (平成 21 年度～23 年度)、第 5 期介護保険事業計画 (平成 24 年度～26 年度)、第 6 期介護保険事業計画 (平成 27 年度～29 年度) の新潟県内 30 市町村の第 1 号保険料の基準額¹⁷⁾ の状況を示したものである。第 4 期の最高額は、上越市の 5,017 円、最低額は胎内市 3,748 円で、1.34 倍の格差、第 5 期の最高額は、関川村の 6,680 円、最低額は柏崎市の 4,750 円で、1.41 倍の格差、第 6 期の最高額は、聖籠町および弥彦村の 6,400 円、最低額は湯沢町の 5,000 円で、1.28 倍の格差となっている。

表 12 介護保険料の推移

市町村名	第4期保険料額(月額)	市町村名	第5期保険料額(月額)	市町村名	第6期保険料額(月額)
1 上越市	5,017	1 関川村	6,680	1 聖籠町	6,400
2 粟島浦村	5,000	2 上越市	6,525	2 弥彦村	6,400
3 弥彦村	4,906	3 粟島浦村	6,000	3 上越市	6,358
4 聖籠町	4,812	4 新潟市	5,950	4 燕市	6,300
5 燕市	4,736	5 弥彦村	5,950	5 関川村	6,300
6 新潟市	4,700	6 糸魚川市	5,860	6 粟島浦村	6,300
7 糸魚川市	4,620	7 燕市	5,800	7 阿賀野市	6,286
8 魚沼市	4,530	8 長岡市	5,792	8 新潟市	6,175
9 阿賀町	4,500	9 出雲崎町	5,758	9 五泉市	6,171
10 妙高市	4,425	10 刈羽村	5,700	10 長岡市	6,108
11 長岡市	4,396	11 聖籠町	5,680	11 魚沼市	6,000
12 南魚沼市	4,395	12 阿賀野市	5,586	12 阿賀町	6,000
13 刈羽村	4,358	13 阿賀町	5,500	13 津南町	6,000
14 小千谷市	4,340	14 妙高市	5,400	14 妙高市	5,950
15 阿賀野市	4,259	15 五泉市	5,396	15 胎内市	5,923
16 村上市	4,200	16 胎内市	5,317	16 出雲崎町	5,885
17 佐渡市	4,200	17 村上市	5,300	17 糸魚川市	5,835
18 津南町	4,200	18 佐渡市	5,200	18 南魚沼市	5,813
19 関川村	4,200	19 南魚沼市	5,192	19 佐渡市	5,800
20 加茂市	4,180	20 三条市	5,167	20 田上町	5,800
21 湯沢町	4,150	21 小千谷市	5,150	21 刈羽村	5,800
22 五泉市	4,116	22 魚沼市	5,100	22 十日町市	5,700
23 三条市	4,092	23 十日町市	5,000	23 新発田市	5,400
24 見附市	4,046	24 津南町	5,000	24 小千谷市	5,400
25 十日町市	4,000	25 新発田市	4,950	25 柏崎市	5,350
26 出雲崎町	3,967	26 加茂市	4,940	26 三条市	5,308
27 柏崎市	3,930	27 見附市	4,875	27 見附市	5,300
28 田上町	3,908	28 田上町	4,800	28 村上市	5,300
29 新発田市	3,897	29 湯沢町	4,800	29 加茂市	5,290
30 胎内市	3,748	30 柏崎市	4,750	30 湯沢町	5,000
県平均(加重平均)	4,450	県平均(加重平均)	5,634	県平均(加重平均)	5,956

〔出典〕新潟県ホームページ¹⁸⁾ から筆者作成。

(4) 国民健康保険料（税）

国民健康保険は、職場単位で編成されている被用者保険に加入していない人が、住民登録のある市区町村で加入することを義務づけられている健康保険である¹⁹⁾。

国民健康保険の被保険者が所属する世帯の世帯主には、市区町村に保険料を支払う義務が生じる²⁰⁾。

国民健康保険料（税）の設定方法は、個々の市町村ごとに異なり、単純に比較できないことから、国民健康保険料（税）については、現年分調定額²¹⁾で比較することとする。

表 13 は、平成 18（2006）、21（2009）、24（2012）年度における新潟県内の市町村の現年分調定額の状況を示したものであるが、平成 24（2012）年度においては、最高額は粟島浦村の 98,453 円、最低額は糸魚川市の 64,536 円で、1.53 倍の格差となっている。また、3 カ年も粟島浦村が最も高くなっている。

表 13 国民健康保険料（税）

H18年度		H21年度		H24年度	
市町村名	現年分調定額(円)	市町村名	現年分調定額(円)	市町村名	現年分調定額(円)
1 粟島浦村	95,535	1 粟島浦村	109,134	1 粟島浦村	98,453
2 胎内市	83,694	2 小千谷市	104,408	2 南魚沼市	98,124
3 湯沢町	81,206	3 田上町	95,423	3 小千谷市	96,247
4 新潟市	80,524	4 上越市	93,083	4 新潟市	93,929
5 柏崎市	77,079	5 胎内市	91,634	5 聖籠町	93,777
6 加茂市	76,025	6 阿賀野市	91,081	6 十日町市	92,565
7 聖籠町	75,929	7 南魚沼市	90,454	7 魚沼市	91,968
8 南魚沼市	75,083	8 新潟市	89,433	8 上越市	91,621
9 三条市	74,596	9 加茂市	89,277	9 阿賀野市	89,144
10 長岡市	73,610	10 弥彦村	88,463	10 胎内市	87,722
11 糸魚川市	73,507	11 魚沼市	88,342	11 田上町	87,409
12 村上市	72,198	12 燕市	87,830	12 村上市	86,130
13 見附市	71,926	13 聖籠町	87,664	13 三条市	85,804
14 新発田市	71,093	14 新発田市	84,098	14 柏崎市	85,369
15 魚沼市	70,973	15 湯沢町	82,844	15 加茂市	85,303
16 燕市	69,756	16 長岡市	81,521	16 長岡市	85,044
17 小千谷市	69,279	17 村上市	81,274	17 妙高市	84,691
18 弥彦村	69,125	18 三条市	81,000	18 出雲崎町	83,597
19 十日町市	69,017	19 刈羽村	80,284	19 弥彦村	83,432
20 五泉市	68,877	20 見附市	79,673	20 五泉市	82,724
21 上越市	68,138	21 関川村	78,715	21 燕市	82,034
22 関川村	67,112	22 柏崎市	78,367	22 刈羽村	81,928
23 田上町	66,052	23 十日町市	76,559	23 関川村	81,807
24 阿賀野市	65,076	24 妙高市	76,085	24 湯沢町	81,664
25 刈羽村	63,597	25 五泉市	76,059	25 新発田市	81,097
26 津南町	61,026	26 阿賀町	74,890	26 佐渡市	76,151
27 妙高市	60,846	27 糸魚川市	74,008	27 見附市	73,756
28 出雲崎町	59,600	28 出雲崎町	71,077	28 阿賀町	72,340
29 阿賀町	57,681	29 津南町	63,089	29 津南町	70,635
30 佐渡市	52,195	30 佐渡市	61,921	30 糸魚川市	64,536
単純平均	70,679	単純平均	83,590	単純平均	84,967

〔出典〕『目で見える国保（各年版）』²²⁾ から筆者作成。

(5) 保育料

表 14 は、新潟県内の市の認可保育所の保育料の状況を示している²³⁾。

保育料の額は、市町村が家計に与える影響を考慮し、児童の年齢などに応じて定めるものとされており、市町村によって金額の決定方法（徴収基準）が異なることから、個人による調査が困難であることから²⁴⁾、ここでの比較は、『全国市区の行政比較調査データ集』²⁵⁾ のデータを用いることとした。

市町村間の格差の状況をみると、保育料 A の最高額は十日町市の 37,000 円、最低額は燕市の 27,000 円で 1.37 倍の格差がある。保育料 B の最高額は南魚沼市の 13,000 円、最低額は五泉市の 5,000 円で、2.60 倍の格差がある。

表 14 新潟県内における認可保育所の保育料

	市町村	保育料A (月額)円	保育料B (月額)円
1	新潟市	35,300	9,000
2	長岡市	34,000	8,000
3	三条市	29,000	6,200
4	柏崎市	31,800	6,500
5	加茂市	29,130	5,780
6	十日町市	37,000	8,900
7	見附市	32,000	8,000
8	村上市	35,000	8,000
9	燕市	27,000	10,000
10	糸魚川市	30,000	12,000
11	妙高市	31,500	6,100
12	五泉市	28,700	5,000
13	上越市	36,000	7,200
14	阿賀野市	28,500	8,500
15	佐渡市	28,700	5,500
16	魚沼市	30,700	8,600
17	南魚沼市	29,800	13,000
18	胎内市	30,000	7,400

〔出典〕『2008年度（第6回）全国市区の行政比較調査データ集』から筆者作成。

注) 保育料 A は、夫婦 2 人 2007 年の所得税額が 30 万円で、その夫婦の 3 歳の第 1 子を預ける場合の保育料（所得税額は配当控除、外国税額控除、住宅取得等特別控除を適用する前の税額）である。保育料 B は、非課税で 2007 年度の住民税は均等割額のみで、その夫婦の 3 歳の第 1 子を預ける場合の保育料（所得税額は配当控除、外国税額控除、住宅取得等特別控除を適用する前の税額）である。

3 行政サービスの地域間格差をどう考えるか

行政サービスの地域間格差をどのように考えるについては様々な視点があるが、本稿では、格差の要因、格差是正の必要性、格差是正の方法の三つの観点から検討する。

(1) 格差の要因

格差の要因については様々な捉え方があるが、ここでは次の二つの考え方について検討する。

一つは、自治体の行政サービス水準は当該自治体の政策選択の結果であるとする考え方（以下「A説」という。）である。例えば、山口は全国的に比較可能で全国的に実施が義務付けられている法定事業ということで、特別会計で処理されている介護保険、国民健康保険、水道事業、公共下水道事業について、財政力と一般会計からの繰入額との関係を分析している²⁶⁾。この研

究の結論としては、繰入額と財政力との間に強い関連はないとし、法定事業における料金等の乖離は、すべて自治体の政策選択の結果であるとも言えそうであると指摘している²⁷⁾。

もう一つは、自治体の行政サービス水準は自治体の財政力と相関関係があるとする考え方(以下「B説」という。)である。例えば、橘木・浦川は、上下水道などの公共料金、住民票の発行手数料、市立(区立)図書館の蔵書数などの地域間格差に関連して、それらのサービス水準と自治体の財政力に相関がみられるようになってきている点は注意を要すると指摘している²⁸⁾。

この二説を検討するにあたっては、まず、特別会計で経理されているものについては一般会計との関係を考慮する必要がある。例えば、水道料金について考えてみると、次のようなことが言える。水道事業は、現行制度においては公営企業として位置付けられ、原則として独立採算で運営することとされている。この原則を貫いた経営においては、水道料金の格差は、自治体の財政力との相関関係というよりも水道事業経営に伴う諸条件、すなわち水源の位置や人口密度等の自然条件や社会条件に左右されることになる。

水道事業においては、完全な利用者負担の独立採算制ではなく、国庫補助金や一般会計からの繰入金もある。料金の高騰を避けるために一般会計から多額の繰り入れを行うとすれば、財政力の強い自治体は繰り出し易く財政力の弱い自治体は繰り出しをすることが厳しいことが予想される。このような点を捉えれば、B説が指摘するように、自治体の行政サービス水準は自治体の財政力と相関関係があるとする考え方も理由があることになる。

しかしながら、筆者が簡易水道事業会計について分析したところによれば、財政力の強い市町村が必ずしも多く繰出しているわけではなく、財政力の弱い市町村が多く繰出している場合もあることから、A説が指摘するように、政策選択の結果であるとも考えることができる²⁹⁾。

以上のことを考えれば、水道料金の場合と同様に、下水道使用料、介護保険料、国民健康保険料(税)などについても特別会計で運営されていることから、単に使用料の比較だけでなく、一般会計からの繰り入れの状況を精査することが必要である。

このように、特別会計で経理されている行政サービスについては、一般会計との関係が重要である。水道事業会計においては一般会計からの繰入状況が分かりやすい形で公表されているが³⁰⁾、国民健康保険事業会計や介護保険事業会計においては、一般会計からの繰入状況が分かりやすい形で公表されていない。国民健康保険事業会計や介護保険事業会計においても、市町村は住民が理解し易い方法で公表に努める必要があるだろう。

なお、保育料のように一般会計に属するものについては、各々の市町村において財政事情を勘案しながら予算編成の過程において使用料等の水準を決定していくことになるが、当該市町村の一般財源には限りがあることから財政力の影響を受けることも考えられる。このような点を捉えれば、B説が指摘するように、行政サービス水準は自治体の財政力と相関関係があると考えることができる。

次に、市町村の財政力と使用料等の水準の関係を検討する場合、普通交付税算定上のいわゆる

る留保財源の制度³¹⁾についても留意することが必要である。

留保財源の制度は、自治体の税収確保の自助努力を促し、自主的弾力的な財政運営を行なえるようにする制度であるが、反面、財政力の弱い自治体にとっては格差がさらに大きくなるという要素もある。長年にわたって、自治体の財政力の格差が固定化された状況が長く続くと、財政力の弱い自治体の行政水準は低い状態になり、結果として一般財源使用の自由度が低くなり、使用料等を高く設定せざるを得ないことは十分に予想される場所である。

一般論としては、毎年度の地方自治体の財政運営については、地方交付税により財源の保障がなされている。ここで保障されているのは、基準財政需要額算定の基礎となっている行政事務の水準である。したがって、この財源保障を前提とした使用料の格差については、A説が指摘するように、政策選択の結果であると考えることができる。

しかしながら、留保財源については、「留保財源の大きさは、地方譲与税の大きさにも拠るが、おおむね財政力指数と相関する」³²⁾ことから、財政力指数が高い自治体ほど余裕財源が大きくなり、政策選択の自由度が高いことになる。このように留保財源の制度に留意すると、自治体の行政サービス水準は自治体の財政力と相関関係があるとするB説の指摘も正しいものを含んでいると考えることができる。

(2) 格差の是正は必要か

本稿では、市町村の行う行政サービスの使用料は住民と市町村の関係であるという点を捉えて、同一市町村内の格差と市町村間の格差に分けて検討する。

① 同一市町村内における格差

平成の市町村合併においては、多くの場合行政サービスの使用料等は合併時に統一され、合併した市町村の住民間の格差が是正された反面、水道料金や下水道使用料のように統一されなかったところでは、同一市町村内の住民間で格差が生じた。合併した市町村においては使用料等の統一が進められたが、既述のように、本稿で検討の対象とした水道料金、下水道使用料、介護保険料、国民健康保険料（税）、保育料のうちで、同一市町村内の住民間で格差が残っているのは、水道料金、下水道使用料の二つである。

水道料金を例に考えると、既述のように、同一市町村内の格差は、上水道料金では、糸魚川市、村上市、燕市、妙高市、五泉市の5市町村で、簡易水道料金では、佐渡市、村上市、胎内市、魚沼市、糸魚川市、妙高市、阿賀町、十日町市の8市町村で存在している³³⁾。

この同一市町村内の料金格差については、格差を是正することが難しい様々な事情があるにしても、合併後10年以上も同じ市町村内の住民間に格差が存在しているというのは、住民の感情的な面からのみでなく、法の下での平等や行政サービスの公平性の観点からも、是正すべき格差と捉えることが妥当であろう。

水道事業の経営原則である独立採算制・原価主義の考え方は、適正な受益者負担を実現する

上では優れた考え方であるが、この原則をどの単位で適用するのかについては、特段の事情がない限り市町村単位で考えるのが合理的と考えられる。このように考えれば、同じ自治体内に居住しながら同じ使用量に対して異なる料金を適用されるという同一市町村内の料金格差は不合理なものと考えられることができる³⁴⁾。

佐渡市の簡易水道事業においては、1ヵ月に10立方メートルの同じ使用量であったとしても、最高額で給水を受ける住民は3,880円、最低額で給水を受ける住民は560円の料金を支払うことになり、その格差は6.93倍となっている。佐渡市は、平成16(2004)年3月1日に、佐渡島内の両津市、相川町、金井町、佐和田町、畑野町、小木町、羽茂町、真野町、新穂村、赤泊村の10市町村が合併して新生佐渡市となったので、同一市町村内の格差が10年以上続いていることになる³⁵⁾。

同一市町村内に居住する住民が、水道の供給サービスを受ける場合に、同一の使用量であっても、6.93倍の料金格差が存在することは、等しいものが等しく取り扱われていないと考えられ³⁶⁾、憲法14条1項の法の下での平等原則や住民がその属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を定めた地方自治法10条2項、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないと規定している地方自治法244条3項の規定に抵触する可能性もあることから、このような料金格差は、早急に是正することが必要と考えられる。

② 市町村間の格差

既述のように、新潟県における行政サービスの市町村間の使用料等の格差は、上水道料金で3.24倍、簡易水道料金で8.62倍、下水道使用料で2.25倍、介護保険料では1.28倍、保育料Aでは1.37倍、保育料Bでは2.60倍の格差が存在している。

法の下での平等の観点からみると、現行制度においては、自治体の行政サービスの料金や使用料は当該自治体の条例で決められていることから、憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって格差を生ずることは憲法みずから容認するところであり、市町村間の料金や使用料の格差の問題に憲法14条の平等原則を適用することは難しいと考えられている³⁷⁾。

自治体が行政サービスの料金や使用料を決定する場合、その使用料等の水準は、与えられた制度の枠内で財政事情等を勘案して当該市町村が政策選択した結果であり、その選択に基づいて決定された使用料等は市町村ごとに違ったものとなり、当然に地域格差が生じることになる。

それでは、市町村間の格差は何ら問題にならないのであろうか。

私見によれば、一般的にはそのように考えられるとしても、個々の料金や使用料ごとに慎重に検討する必要があると考える。例えば、水道料金を例に考えてみると、水はなければ人は生存することができない、日々の住民の生活に欠かすことのできないものである。また、原則として水道事業は市町村の独占事業で住民は生活用水を他から調達することは困難であることから³⁸⁾、水道料金の格差解消の必要度は高いといえる。

住民の日々の生活に欠かすことができない行政サービスで他からの代替が困難なものについては、格差がないかあったとしても格差はより小さい方が好ましいと考えられる³⁹⁾。このように考えれば、水道料金だけでなく、住民の健康維持に欠かすことのできない国民健康保険事業や介護保険事業に係る国民健康保険料、介護保険料などについては、市町村間の格差という問題にとどまらず、同じ日本国の国民の間に大きな格差が存在することは好ましくないと考えられる。

市町村間の格差については、憲法 14 条の法の下での平等原則からの解決が難しいとしても、法律段階あるいは政策段階での対応により格差の是正を目指すことが必要とも考えられる。

今後、水道料金については施設の更新状況により更に市町村間の格差が拡大することも考えられ⁴⁰⁾、また、介護保険料についても、個々の市町村の高齢化の進展状況により格差が拡大することも予想されることから、他の自治体に比べて料金や使用料の高い自治体の首長、議会、自治体の担当者はそれぞれの立場において、市町村間の格差の状況を把握して対応していくことが必要であろう。

(3) 格差の是正方法

ここでは格差の是正が必要とされた場合、どのような方法により格差の是正を図るかについて検討する。格差是正の方法としては、直接的には国による財政支援が有力な手法である。

水道料金の場合を例に考えると、「財政支援の方法としては、高料金対策のように結果としての高料金に着目し、その度合いに応じて支援を行う方法と、広域化等のための建設投資に対して財政措置することにより高料金の大きな要因である資本費を圧縮する方法」⁴¹⁾などが考えられる。現行制度においても、国の補助制度や地方交付税措置もあるが、結果として、格差が存在していることから、これらの制度の拡充が必要である。

各々の市町村においては、予算編成の過程で財政事情を勘案しながら、どの行政分野により多くの一般財源を投入していくかという政策選択をすることになるが、格差是正を考えるうえで重要なことは、自由な政策選択の前提条件として、個々の市町村が政策を自由に選択できるような財政的な裏付けが必要なことである⁴²⁾。

地方分権改革が叫ばれ、三位一体の改革などにより、国から地方への財源移譲も行われてきたが、筆者の分析によれば、新潟県内の市町村における財政力指数の順位を見る限り大きな変化がないのが実情である⁴³⁾。財政力の格差が固定化されれば、格差の積み重ねによってますます格差が拡大していくことも考えられる。

全ての自治体が納得できるような「公平な財政制度」を確立することは難しいことではあるが、国と地方が協議を重ねながらより良い制度を目指していくことが必要であろう。

個々の市町村が政策を自由に選択できるような財政制度が実現できれば⁴⁴⁾、政策選択の結果、使用料等に市町村間の格差が生じたとしても、その格差にどのように対応していくかについて

は、首長等の選挙の際の争点として住民の判断を仰いだうえで、次の政策選択の際に生かしていけばよいと考えられる。

4 おわりに

本稿においては、行政サービスの地域間格差に伴う諸課題の解明ということで、新潟県内の市町村の水道料金、下水道使用料、介護保険料、国民健康保険料、保育料を取り上げて、格差の要因、格差是正の是非、格差是正の方法について考察した。

同一市町村内に居住する住民の料金格差は、法の下での平等原則を定めた憲法 14 条 1 項、住民がその属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を定めた地方自治法 10 条 2 項、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないと規定している地方自治法 244 条 3 項に抵触する可能性もあることから、早急に是正することが必要と考えられる。また、市町村間の料金格差は、日々の生活に欠かすことができない行政サービスで他からの代替が困難なものについては、格差がないかあったとしても格差はより小さい方が好ましいと考えられる。

格差是正の方法としては、直接的には国による財政支援が有力な手法であるが、個々の市町村が政策を自由に選択できるような「公平な財政制度」を確立していくことも必要である。

本稿では新潟県内の市町村における行政サービスの地域間格差を対象としたが、全国の市町村における状況も踏まえたうえでの検討が必要である。また、本稿で取り上げた行政サービス以外にも、例えば、こども医療費の助成、就学援助制度の適用基準、住民票の発行手数料などについても市町村間の格差の存在が指摘されていることから、これらについても、格差の実態を明らかにしたうえで考察していくことが必要である。

<注>

- 1) 行政サービスの地域間格差の考察には、本来であれば、水道事業のように供給するサービス内容が比較的均一のものであれば料金の比較でサービス度を比較できるが、介護保険のように保険料の比較だけでなく介護サービスの充実度などの検討も必要となる、すなわち、サービスの対価とサービスの内容との関係を考察する必要があるが、本稿では、料金、使用料を比較した。
- 2) 山口道昭「自治体の格差と個性に関する一考察」日本地方自治学会編『格差是正と地方自治』13-18 頁（敬文堂、2008 年）。
- 3) 橋木俊昭・浦川邦夫『日本の地域間格差—東京一極集中型から八ヶ岳方式へ』（日本評論社、2012 年）の第 4 章「行政サービスの地域間格差」（123-144 頁）。
- 4) 中村康一「新潟県における水道料金の格差」『現代社会文化研究』第 48 号 19-36 頁（2010 年 7 月）、「新潟県における簡易水道料金の地域間格差」『現代社会文化研究』第 54 号 85-102 頁（2012 年 7 月）、「簡易水道料金の地域間格差と財源保障のあり方—新潟県における事例を中心として—」『現代社会文化研究』第 56 号 53-70 頁（2013 年 3 月）、いずれも新潟大学大学院現代社会文化研究科紀要編集委員会編。中村康一「水道料金の地域間格差に関する研究—新潟県における簡易水道料金の事例を中心として—」新潟大学大学院現代社会文化研究科 2013 年度博士論文。
- 5) 市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事

- 業を営むことができることになっている（水道法6条2項）。
- 6) 水道法14条2項1号及び地方公営企業法21条2項。なお、厚生省の要請により社団法人日本水道協会が作成した「水道料金算定要領」は地方公営企業法が適用される水道事業を対象としたものであるが、法非適用の簡易水道事業においても考え方は同様とされている（山中昭栄「高料金対策と普通交付税措置」水道協会雑誌第54巻第3号47頁）。
 - 7) 上水道料金は『水道料金表（各年版）』（公益社団法人日本水道協会）により1ヶ月家庭用料金10、20立方メートル当たり料金が公表されているが、簡易水道料金については、『全国簡易水道統計（各年版）』（全国簡易水道協議会）により10立方メートル当たりのみの公表であることから、10立方メートル当たりの比較とした。
 - 8) 『水道料金表（平成26年4月1日現在）』（公益社団法人日本水道協会、2014年10月1日）。
 - 9) 関係市町村のホームページで確認した。
 - 10) 5市町村のうち村上市においては経過措置中の格差はあるものの、既に統一済みであることから、実質的格差が存在しているのは4市町村である。
 - 11) 全国簡易水道統計から市町村営事業に係る事業を取り上げた。
 - 12) 『平成25年度全国簡易水道統計』（厚生労働省健康局水道課、2015年）
 - 13) 関係市町村のホームページで確認した。
 - 14) 8市町村のうち、村上市、十日町市、魚沼市においては経過措置中の格差はあるものの、既に統一済みであることから、実質的格差が存在しているのは5市町村である。
 - 15) 新潟日報2011年2月16日14面「上下水道料金を統一 合併地域の9割値下げ」の記事参照。
 - 16) 新潟県土木部都市局下水道課の担当者から資料の提供を受けた。
 - 17) 第1号保険料は、基準額を基に本人や世帯の所得状況などに応じた所得段階により決定されることになっている。
 - 18) 新潟県ホームページ http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/231/183/houdousiryou.pdf、http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/698/452/kaigo_hokenryo.pdf、最終閲覧2015年9月8日。
 - 19) 国民健康保険法そのほかの法令に基づいて運営され、略して「国保（こくほ）」と呼ばれている。
 - 20) 市区町村によっては、国民健康保険料ではなく「国民健康保険税」という税金として扱っているところもある。
 - 21) 調定とは、地方公共団体が歳入を徴収しようとする場合に、その内容を調査して、所属年度、歳入科目、収入すべき金額、納入義務者等を内部的に決定する行為である。調定には、現年度調定分と過年度調定分（いわゆる滞納繰越分）を明確に区分する必要があるが、現年度調定分については出納整理期間[4/1-5/31]が存在するため、翌年度の5月末までに収入決定されたものが旧年度に所属する歳入となる。
 - 22) 『目で見える国保』（新潟県国民健康保険団体連合会、平成26年12月、平成23年9月、平成20年6月）。
 - 23) 最新の資料を入手することができなかったので、日本経済新聞社・産業地域研究所『2008年度（第6回）全国市区の行政比較調査データ集（行政革新度・行政サービス度）』200頁（2009年2月）を使用した。
 - 24) 市町村によって金額の決定方法（徴収基準）が異なることから、一定の調査基準を示して調査依頼することは可能であるが、市町村の担当者がその基準に当てはめて資料の作成をするのに手数がかかり、結果として市町村の担当者に迷惑がかかってしまう。
 - 25) 日本経済新聞社・産業地域研究所『2008年度（第6回）全国市区の行政比較調査データ集（行政革新度・行政サービス度）』200頁（2009年2月）。
 - 26) この研究は、直接的には、自治体の格差を研究目的としたものであるが、自治体の格差を比較する方法が現実にはきわめてむずかしいことから、次善の検討方法としていくつかの行政サービスの指標を用いて全体を推定することとしている。山口道昭「自治体の格差と個性に関する一考察」日本地方自治学会編『格差是正と地方自治』3-4頁（敬文堂、2008年）。
 - 27) 山口道昭「自治体の格差と個性に関する一考察」日本地方自治学会編『格差是正と地方自治』13-18頁（敬文堂、2008年）。
 - 28) 橋木俊詔・浦川邦夫『日本の地域間格差—東京一極集中型から八ヶ岳方式へ』144頁（日本評論社、2012年）。
 - 29) 中村康一「簡易水道料金の地域間格差と財源保障のあり方—新潟県における事例を中心として—」新潟大学大学院現代社会文化研究科紀要編集委員会編『現代社会文化研究』第56号58-60頁（2013年3月）。
 - 30) 新潟県総務管理部市町村課の新潟県総務管理部市町村課『地方公営企業の決算状況（市町村分）』（各年版）においては、「繰出基準額」及び「実繰入額」が明示されている。

- 31) 基準財政収入額の算定においては、法定普通税等の税収見込額の全額を算入対象とせず、基準税率を乗じてその一部を算入しているが、この基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上捕捉されず、各地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれている。なお、留保財源率は都道府県、市町村とも税収見込額の25%とされている(総務省『平成27年版地方財政白書(平成25年度決算)』の「用語の解説」、http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/27data/2015data/yougo.html、最終閲覧平成28年1月13日)。
- 32) 小西砂千夫『基本から学ぶ地方財政』180頁(学陽書房、2009年)。
- 33) 既に同一料金に改定済であるが、経過措置中の市町村もある。
- 34) 例えば、住民が自分の希望で人里離れた山中に住んでいて水道を引いてくれというような極端な場合はともかくとして、通常の住宅地に居住している場合に同一の使用量に対して異なる料金を適用されることは不合理と考えられる。
- 35) 筆者が2011年7月25日に実施した佐渡市上下水道への聞き取り調査によれば、水道料金の統一については平成28年度を目途に行う予定とのことである。
- 36) 辻村みよ子『憲法[第4版]』168頁(日本評論社、2012年)。
- 37) 佐藤功『日本国憲法概説』(学陽書房、1979年) 460頁。判例も、「憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期されることであるから、かかる差別は憲法みずから容認するところである」としている(最大判昭和60・10・23刑集39巻6号413頁)。この判例は、条例の定める罰則の適用に係るものであるが、憲法が地方自治を保障して条例制定権を認める以上、使用料等の格差についても、同様の考え方を採ることができると考えられる。
- 38) 井戸水で生活する住民もいるが一般的ではない。
- 39) 例えば、水道事業による給水サービスについて、「水道サービスは私的に消費されるもので、その対価は受益者負担の原則に基づき設定されるべきものであり、また、給水コストの高い地域ほど水は貴重な資源であり効率的な利用が求められていることなどを考えると、ある程度の格差はやむを得ないが、水道普及率が96%を超え、ほぼ全ての国民が水道の給水を受けている今日、水道料金が生活用水の供給という同一のサービスの対価であることを考えれば、格差は出来るだけ小さい方が望ましい」との指摘がある。満田誉・松崎茂・室田哲男「地方公営企業」219-220頁(『<地方自治総合口座11>』【ぎょうせい、2002年】)。
- 40) 水道管の老朽化による施設更新の問題については、毎日新聞2015年12月31日朝刊25面「『期限切れ』水道管1割 1970年代整備 耐用年数超え」、朝日新聞朝刊2016年1月4日朝刊1面「水道管老朽 漏れ深刻 全事業体の16% 水のむだ2割超」参照。
- 41) 満田誉・松崎茂・室田哲男「地方公営企業」220頁(『<地方自治総合口座11>』【ぎょうせい、2002年】)。
- 42) 大森は、三位一体の改革に関連して、「自治体が、住民の身近なところで責任をもって政策と税金の使途を決定・実施していく体制を築くには、これまでのように財源を国のひも付きで「配る」ことから歳入・歳出両面での自由度を高める方向へ地方財政システムを転換させる必要があり、その核心は税源移譲にある」としている。大森彌『変化に挑戦する自治体の自治体行政学』5頁(第一法規、2008年)。
- 43) 新潟大学大学院現代社会文化研究科紀要編集委員会編「新潟県における平成の市町村合併と財政力の変遷」『現代社会文化研究』第60号182-183頁(2015年3月)。
- 44) 報道によれば、地方財政審議会は総務大臣に対して、2016年度税制改正にあたり大都市に偏る税収の地方再配分を強化するようとの意見書を提出した。このような要望がなされることは、全ての自治体にとって納得できる制度の創設が難しいことを示していると言える(新潟日報2015年11月25日付け第4面「地方への再配分拡大を 地財審 税制改正に意見書」)。

「新潟県における自治体間格差に関する研究」プロジェクト所属